

札内福祉センター改築基本計画策定委託業務
プロポーザル実施要領

平成26年5月
幕別町企画室

1 趣旨

この実施要領は、札内福祉センターの改築に関する基本計画策定業務を委託するにあたり、広く企画提案の提出を求め、委託業務の履行に最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

札内福祉センター改築基本計画策定委託業務

(2) 業務内容

別紙「札内福祉センター改築基本計画策定委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成27年3月20日まで

(4) 予算額（委託金額の上限）

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

3 担当窓口

幕別町企画室企画情報担当（幕別町役場庁舎3階）

住 所：〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地

電 話：0155-54-6610（担当：谷口）

F A X：0155-54-3727

E-mail：kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp

4 参加資格

次に掲げる資格条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26年度幕別町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所に登録されている者であること。
- (4) 公告の日から企画提案書の提出期限日までの間に、幕別町から競争入札参加資格者について指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなします。

5 審査概要

(1) 名称

札内福祉センター改築基本計画策定委託業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 選考方式

公募型プロポーザル方式により企画提案書等の必要書類の提出を求め、総合的な審査・評価を行い、最優秀者及び次点者を各1者選考します。

なお、参加表明者が多数の場合は、企画提案書等の内容を事前審査（一次審査）し、プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）の参加要請者を5者程度選考します。

(3) 選考委員会

受託候補者の選考は、別に定める札内福祉センター改築基本計画策定委託事業者選考委員会要綱により設置する「札内福祉センター改築基本計画策定委託事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）の評価に基づいて行います。

選考委員会の委員は、町職員をもって組織します。

(4) スケジュール（予定）

項目	日程
プロポーザル実施公告	平成26年5月21日(水)
参加表明・企画提案に関する質問書の提出期限	平成26年5月26日(月)
質問に対する回答書の公表	平成26年5月30日(金)
参加表明書の提出期間（期限）	平成26年5月21日(水)～6月4日(水)
参加資格審査結果通知・企画提案書要請通知	平成26年6月10日(火)
企画提案書等の提出期限	平成26年6月20日(金)
プレゼンテーションの参加要請通知	平成26年6月25日(水)
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	平成26年7月上旬
審査結果通知	平成26年7月上旬
業務委託契約の締結（随意契約）	平成26年7月中旬

6 失格要件

- (1) 提出書類がこの実施要領等の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類がこの実施要領等に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
- (5) 選考委員会委員又は担当窓口関係者に対し、この業務に関する助言を求めるとや不正な接触を行った場合
- (6) その他この実施要領等に違反するなど選考委員会が不適格と認めた場合

7 参加表明書等の交付場所及び交付方法

参加表明書等のプロポーザルに参加するために必要な書類については、次のとおり交付します。

- (1) 交付場所 3の担当窓口（担当：谷口）
- (2) 交付方法 担当窓口において直接入手するほか、幕別町のホームページからダウンロードして入手することができます。
(幕別町ホームページURL：<http://www.town.makubetsu.lg.jp/>)
- (3) 交付期間 平成26年5月21日（水）から平成26年6月4日（水）まで
※担当窓口での交付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

8 質問書の提出手続等

(1) 参加表明書及び企画提案書に関する質問の受付

質問は、「質問書（様式第8号）」を作成し、電子メールにより担当窓口のメールアドレスに添付してください。持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けません。質問書が添付された電子メールの受信を担当窓口で確認次第、受信したメールアドレス宛に受信した旨をお知らせします。

(2) 質問書の提出期限

平成26年5月26日（月） 午後5時

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答については、一括して質問回答書として取りまとめを行った上で、幕別町ホームページに掲載します。

【質問書への回答予定：平成26年5月30日（金） 午後5時】

9 参加表明書等の提出手続

参加表明書等は、次により提出してください。

(1) 提出期間

平成26年5月21日（水）から平成26年6月4日（水）まで

※受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

3の担当窓口（担当：谷口）

(3) 提出方法

提出期間内に担当窓口へ直接持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とします。

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
参加表明書（様式第1号）	1部
会社概要書（様式第2号）	1部
一級建築士事務所登録証明書の写し	1部

(5) 参加資格審査結果の通知等

参加表明書等を提出した者に対しては、参加資格審査終了後、電子メール及び郵送にて書面で参加資格審査結果を通知します。また、参加資格を有する者に対しては、併せて、企画提案書等の提出を要請します。

なお、電子メールによる参加資格審査結果等の通知は、平成26年6月10日（火）午後5時に通知（送信）する予定です。

(6) 注意事項

- ① 上記(4)の参加表明書等を提出した者は、この実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。
- ② 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- ③ 提出後、参加表明書等の再提出、修正等は一切認めません。

10 企画提案書等の提出手続

企画提案書等は、次により提出してください。

(1) 提出期限

平成26年6月20日（金）まで

※受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

3の担当窓口（担当：谷口）

(3) 提出方法

- ① 提出期間内に担当窓口へ直接持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とします。また、提出書類の電子データを収録した光ディスク等の電子媒体を併せて提出してください。
- ② 担当窓口で提出書類の受領確認後、企画提案書等受領書を交付します。

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
企画提案提出書（様式第3号）	1部
業務実績書（様式第4号）	11部
業務実施体制（様式第5号）	11部
業務実施方針（様式第6号）	11部
企画提案書（様式第7号）	11部

(5) 企画提案書の作成

企画提案は、幕別町が策定した「札内福祉センター改築整備方針」の内容と次の項目に関する考え方を踏まえて、企画提案書を作成してください。

項目1 地域住民活動を推進する施設機能と札内支所機能（行政機能）のあり方を踏まえた複合公共施設の考え方（隣接する札内東コミュニティセンター機能の有効活用の検討を含む。）

項目2 同一敷地内での移転改築の位置や車の動線、駐車場のあり方に関する敷地利用の考え方

項目3 札内地域における防災・災害復旧拠点としての考え方

(6) 企画提案書等の作成及び提出上の注意事項

- ① 提出書類の様式第3号から様式第5号（日本工業規格A4縦用紙）は、各様式に記載している事項に基づき、各1枚以内で作成してください。
- ② 基本コンセプトや業務への取組体制、工程計画、動員計画、特に重視する計画策定上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等は、様式第6号（日本工業規格A3横用紙）に1枚以内、また上記(5)の企画提案書は、様式第7号（日本工業規格A3横用紙）に1枚以内で作成してください。
- ③ 企画提案書は、業務における考え方や取組方法について提案を求めるものであり、計画の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではありません。
- ④ 企画提案書の記載内容を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図（着色・彩色可）は使用できます。
- ⑤ 電送及び電子媒体のみでの提出は受け付けません。

- ⑥ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- ⑦ 提出後、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めません。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日は、平成26年7月上旬を予定しています。実施日や出席者等の詳細については、別途通知します。

なお、参加表明者が多数の場合は、選考委員会において企画提案書等の内容を事前審査（一次審査）し、プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）の参加要請者を5者程度選考します。

(1) 評価基準

評価項目	配点	評価事項
類似業務の実績	10点	企画提案内容を適正に執行するための経験、実績等が十分であるか。
業務執行の妥当性	10点	業務目的を理解し、業務の執行に必要な体制を確保しているか。
業務実施方針の具体性	30点	業務の実施方針が具体的であり、その内容が的確性、独創性、実現性の観点から優れたものであるか。
企画提案の優位性	50点	幕別町が策定した「札内福祉センター改築整備方針」に沿って企画され、その内容が的確性、独創性、実現性の観点から優れたものであるか。

※審査は選考委員会委員の評価により5段階で行い、採点は上表の配点に次の率を乗じて算出します。

A評価	極めて優れている	配点×1.0
B評価	優れている	配点×0.8
C評価	普通	配点×0.5
D評価	やや劣っている	配点×0.2
E評価	劣っている	配点×0.0

(2) 選考方法

選考委員会は、上記(1)の評価基準に基づき総合的な審査・評価を行い、最も得点の高い提案者を最優秀者として1者、次点者を1者選考します。

(3) 結果の公表及び通知

プレゼンテーション及びヒアリングの結果は、幕別町ホームページ等で公表するほか、プレゼンテーションに参加した全ての者に対して、電子メール及び郵送にて書面により通知します。

なお、結果の公表及び電子メールによる通知（送信）は、平成26年7月上旬を予定しています。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの際の留意事項

プレゼンテーションは、提出された業務実施方針（様式第6号）と企画提案書（様式第7号）のみを用いた内容説明（拡大パネル又はパワーポイントを使用した拡大映像は可）とし、追加資料の提出や使用は一切認めません。

なお、使用する拡大パネル、パワーポイント用のパソコン及びプロジェクターは、各自で用意してください。担当窓口ではスクリーンのみ準備します。

12 業務委託契約に関する事項

幕別町は、選考委員会が選考した最優秀者を相手方として、見積書を徴取し、契約交渉を行うものとします。

ただし、最優秀者として選考された者が指名停止等により資格を失ったとき、協議が整わなかったとき、又は事故等により見積徴取が不可能となったときは、次点者を相手方として、見積書を徴取し、契約交渉を行うものとします。

13 その他の事項

- (1) プロポーザルの関連情報を入手するための照会は担当窓口とします。
- (2) 提出書類等の作成経費及び旅費等の必要経費は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (3) 提出書類の著作権は、幕別町に帰属することとします。ただし、幕別町と随意契約を締結しなかった参加者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとします。
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の提出書類は返却しません。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議申立は受け付けません。